**委　託　契　約　書（案）**

委託業務の名称　　みやぎ型管理運営方式モニタリング等支援業務

委託業務の履行場所　 仙台市青葉区本町三丁目８－１外

委託期間　　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

委託金額　　　金　　　　　 　 　　　　円

　　　　　　　　 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

　　　　　　　　 　金　　　　　　　　　　　円

契約保証金　　　金　　　　　　　　　　　円

　宮城県（以下「発注者」という。）と　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、みやぎ型管理運営方式モニタリング等支援業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

　（総則）

第１条　受注者は、別紙仕様書により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

２　前項の仕様書に明記されていない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

　（権利義務の譲渡等）

第２条　発注者及び受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

　（著作権の譲渡等）

第３条　この契約により仕様書で指定する発注者のために新たに作成された成果品等の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

　(1) 受注者は発注者に、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を、発注者から受注者に委託金額の全額が支払われたときに移転するものとする。

　(2) 受注者は、事前に発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利を行使しないものとする。

　（再委託等の禁止）

第４条　受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

　（委託業務の調査等）

第５条　発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を求めることができるものとする。

　（個人情報の管理）

第６条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

　（業務内容の変更等）

第７条　発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償するものとし、その額は発注者と受注者が協議して決めるものとする。

　（委託期間の延長）

第８条　受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。

２　前項の規定により委託期間を延長するときは、その延長日数について、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

　（損害による必要経費の負担）

第９条　委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、その責めの範囲において発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

　（履行遅滞の違約金）

第１０条　受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年２．５％の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

　（検査及び引渡し）

第１１条　受注者は、別紙１支払明細書に掲げる期間の委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書その他の仕様書に定める書類を発注者に提出するものとする。

２　発注者は、前項の書類等を受理したときは、これを受理した日から１０日以内に、完了した委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するとともに、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

３　前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、業務の履行について補正又は再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、発注者に補正又は再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用するものとする。

　（委託金の支払）

第１２条　受注者は、前条第２項又は第３項の検査に合格したときは、別紙１支払明細書に掲げる期間の委託業務に応じ、右欄の支払金額を発注者に請求することができるものとする。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に委託金を支払わなければならない。

　（契約の解除）

第１３条　発注者は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとする。

　(1) 受注者の責めに帰する理由により委託期間内に委託業務を完了することができないと認められるとき。

　(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

２　前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

　（暴力団等排除に係る契約の解除）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

(1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第２項の規定を準用する。

　（契約解除の違約金）

第１５条　受注者は、前２条の規定により、契約が解除された場合においては、委託金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

　（契約解除による損害賠償）

第１６条　発注者は、第１３条及び第１４条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

２　受注者は、第１３条及び第１４条の規定により、契約を解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

（歳出予算不成立に伴う契約の解除及び損害賠償請求）

第１７条　翌年度（契約日）以降において発注者の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

　（秘密の保持）

第１８条　発注者及び受注者は、この契約の締結、委託業務の職務上知り得た相手方の営業上、技術上、その他の情報であって、係る情報の開示者が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といい、有形・無形を問わない。）を、適切な措置を講じることによって秘密情報を秘密として保持するとともに、第三者に開示・漏えいしてはならない。委託業務完了後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

(1) 開示された時点で既に自ら正当に所持していたこと、又は正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したことを証明できる情報

(2) 開示された時点で既に公知又は公用であった情報

(3) 開示を受けた後に自己の責任によらずに公知又は公用となった情報

(4) 開示を受けた後に開示された情報と関係なく独自に開発したことを証明できる情報

２　受注者は、前項の規定に関し、その使用人に対して機密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

　（不可抗力免責）

第１９条　受注者は、天災地変・伝染病・戦争・暴動・内乱・市民擾乱その他の社会的事変、法令の制定・改廃、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、争議行為によるこの契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能について、一切その責任を負わない。

２　受注者は、前項に定める事由が生じた場合には、発注者に対してその旨の通知をする。受注者は、係る通知発送後２か月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、この契約の目的を達成することができない場合は、何らの催告なくしてこの契約の全部又は一部を解除することができる。

　（合意管轄裁判所）

第２０条　この契約に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

　（契約書作成等の費用）

第２１条　この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

　（その他）

第２２条　この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　令和　　年　　月　　日

発注者　宮城県公営企業管理者　佐　藤　達　也

受注者　住　所

　　　　氏　名

　　　　印

別紙１

支払明細書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 期　　　間 | 支払金額（円） | 左記のうち消費税及び  地方消費税の額（円） |
| １ | 令和７年４月１日から  令和８年３月３１日まで |  |  |
| ２ | 令和８年４月１日から  令和９年３月３１日まで |  |  |
| ３ | 令和９年４月１日から  令和１０年３月３１日まで |  |  |
| 合　計 | |  |  |